

プロジェクト LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱いについての検討

項目 公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討

本資料の目的

- 2020 年 6 月 3 日に公表した実務対応報告公開草案第 59 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントは 2020 年 8 月 3 日に締め切られ、9 通のコメント・レターが寄せられた。当委員会では、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。その結果、現状の文案においては、本公開草案の提案から変更した箇所がある。
- 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。

公開草案の提案から変更を行った主な項目

- 本公開草案の公表以後、金融商品専門委員会及び企業会計基準委員会における審議によって、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
(1) 「金利指標置換時」の定義の修正（本公開草案第 4 項）	ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点とする。	ヘッジ対象又はヘッジ手段のいずれかのみが LIBOR を参照している場合は、そのいずれかにおいて後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点である旨の記載を追加。	定義を明確化するものであり、公開草案を再度公表する必要はないものと考えられる。
(2) 時価ヘッジの取扱いに関する記載の追加	記載なし。	時価ヘッジの取扱いについて、繰延ヘッジの取扱いと同様とする旨の記載を追加。	特例的な取扱いにおける判断において、繰延ヘッジと違いはないため、公開草案を再度公表する必要はないものと考えられる。
(3) ヘッジ会	記載なし。	契約の切替が行われた	契約の切替が行われた

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
計の適用を中止している繰延ヘッジ損益の取扱いに関する記載の追加		場合であっても、引き続きヘッジ対象の満期までヘッジ手段に係る損益を繰り延べる旨の記載を追加。	場合であっても、ヘッジ会計の適用を継続することができるとした考え方と整合させ、左記の取扱いを明確化するものであり、公開草案を再度公表する必要はないものと考えられる。
(4) ヘッジ有効性テストの起点に関する修正（本公開草案第14項）	金利指標置換時以後において、特例的な取扱いを適用しない場合には、ヘッジ有効性テストの起点を金利指標置換時とする。	2023年3月31日までの事後テストに関する特例的な取扱いを適用した場合、しない場合共に、起点をヘッジ開始時とすることを原則とし、継続適用を前提に、金利指標置換時を起点とすることもできるよう修正。	コメントを受け、起点を金利指標置換時とすることも、ヘッジ開始時とすることもできるように修正したものであり、公開草案を再度公表する必要はないものと考えられる。
(5) 包括ヘッジに関する特例的な取扱いの適用終了時期の明確化	記載なし。	包括ヘッジに関する取扱いも、2023年3月31日以前に終了する事業年度まで適用を継続することができる旨の記載を追加。	包括ヘッジに関する特例的な取扱いの適用終了時期を明確化するものであり、公開草案を再度公表する必要はないものと考えられる。
(6) 金利指標置換後における金利スワップの特例処理等のヘッジ文書に関する記載の削除（本公開草案第15項）	特例的な取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換え、 <u>ヘッジ文書の記載を変更したとしても</u> 、金利スワップの特例処理又は振当処理の適用を継続することができる。	左記下線部を削除。	金利スワップの特例処理等は、実務上、正式なヘッジ文書を作成しているとは限らないため、金利指標置換時の定めを置いておらず、その前提との整合性を考慮した修正であり、公開草案を再度公表する必要はないものと考えられる。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
			えられる。
(7) 注記事項の明確化（本公開草案第 16 項）	ヘッジ会計の内容（ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ取引の種類等）を注記する。	ヘッジ会計の方法（繰延ヘッジか時価ヘッジか）並びに金利スワップの特例処理及び振当処理を採用している場合にはその旨、ヘッジ手段・ヘッジ対象である金融商品の種類、ヘッジ取引の種類（相場変動を相殺するものか、キャッシュ・フローを固定するものか）を注記する。また、当該注記を 2023 年 3 月 31 日に終了する事業年度まで求める旨を追加。	用語について明確化するとともに、これらの注記事項に定量的情報を求めていることや開示の終了時期を明確化するものであり、公開草案を再度公表する必要はないものと考えられる。
(8) 遡及適用しないことの明確化（本公開草案第 17 項）	本実務対応報告は、公表日以後適用することができる。	公表日より前にヘッジ会計の中止又は終了が行われたヘッジ関係には、第 15 項を除き適用することができない旨の記載を追加。	遡及適用しないことを明確化するものであり、公開草案を再度公表する必要はないものと考えられる。

4. 上記の検討の結果、現状の文案では、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以 上